



平成24年10月24日

各位

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社
(コード番号:3772 東証マザーズ)
(URL <http://www.dreamvisor.com/>)
代表者 代表取締役社長 奥山 泰
問合せ先 アドミ&オペレーション部副部長 木村 健太郎
電話番号 03-6661-9311

「株主割当による第3回新株予約権の無償割当に関するQ&A」のお知らせ

当社は、平成24年9月19日付で「株主割当による新株予約権発行に関するお知らせ」を公表しております。

この度、当社の株主の皆様等に、今回の「株主割当による新株予約権発行」に関しまして、より一層のご理解を深めていただくため、添付の「株主割当による第3回新株予約権の無償割当に関するQ&A」を作成いたしましたので、お知らせいたします。

以上

(添付資料)

ドリームバイザー・ホールディングス㈱
株主割当による第3回新株予約権の無償割当に関するQ&A

Q 1. 新株予約権とは何ですか？

新株予約権とは、あらかじめ決められた価額（行使価額といいます。）で株式会社に対して行使することにより当該会社の株式の交付を受けることができる権利をいいます。

Q 2. 株主割当による新株予約権の発行目的は何ですか？

当社は経営環境の悪化等により平成 21 年 6 月期より 4 期連続で連結営業損失を計上するなど業績低迷が続いており、また一方で平成 24 年 4 月には株式会社東京証券取引所マザーズ市場の時価総額に係る上場廃止基準に抵触しております。これらの現状を踏まえ、財務基盤の安定化と中長期的な成長の為の投資資金の調達をその主たる目的として本新株予約権の発行を取締役会にて決議いたしました。

なお、詳細につきましては、当社の平成 24 年 9 月 19 日付の開示資料「株主割当による新株予約権発行に関するお知らせ 2. 資金調達の理由及び資金の用途等 (1) 資金調達の理由」(当社ホームページに掲載)をご参照ください。

Q 3. 新株予約権の割当方法は？

会社法第 277 条の規定に基づく新株予約権無償割当てにより、平成 24 年 10 月 15 日時点の全ての株主の皆様（平成 24 年 10 月 15 日の最終の株主名簿に記載または記録された全ての株主様）に対し、各株主のご所有株式数 1 株につき 1 個の割合をもって割り当ていたします。

また新株予約権の割当てを受ける為の申し込み等のお手続きは必要ございません。割当ての対象となりました株主の皆様自動的に割当てを行います。

Q 4. なぜ株主割当方式としたのですか？

全株主の皆様平等に機会を提供するとともに、一定の権利行使期間内で行使頂くか否かの判断機会をもつことが株主の皆様にとってより幅広い投資機会の提供に資すると判断したためであります。

Q 5. 新株予約権の「〇個」と「〇株」はどのような違いがありますか？

新株予約権の単位が「個」となり、新株予約権を発行する際に、1 個が行使された場合に何株を発行するかを決めることができます。

新株予約権の権利行使は、「株」単位ではなく、「個」単位となります。

Q 6. 新株予約権の発行日はいつですか？

発行日（＝割当日）は、平成 24 年 10 月 16 日です。株主様への割当通知書（兼新株予約権行使請求書）等は、11 月上旬頃に発送いたします。

Q 7. 権利行使とは何ですか？

権利行使期間（下記 Q 8 ご参照）に新株予約権を使って権利行使金額（1 株当たり 23,930 円）を支払うことにより当社の普通株式を取得して頂くことです。

Q 8. 権利行使期間は？（いつから権利行使ができますか？）

平成 24 年 11 月 26 日から平成 25 年 2 月 28 日までです。

この期間中であれば、所定のお手続き（下記 Q 18 ご参照）をもって権利行使ができます。

Q 9. 発行価格・行使価額はいくらですか？

発行価格は無償です。行使価額は 1 株（1 個）につき 23,930 円です。

なお、新株予約権の目的となる株式の数は、1 個につき 1 株となります。

(添付資料)

Q10. 発行価格は無償とありますが、株式を取得するに際して資金負担は発生しないということですか？

発行価格が無償という趣旨は、新株予約権という権利自体は無償で割り当てられるという趣旨です。但し、この権利を行使して株式を取得される場合は、株式1株当たり 23,930 円（行使価額）が必要となります。

Q11. 保有株式1株当たり何株の株式を取得することができるのですか？

保有株式1株につき新株予約権1個が割り当てられ、その権利行使をすることによって新株予約権1個当たり1株の株式を取得することができます。

Q12. 現在30株保有していますが、割当てられる新株予約権と、権利行使した場合に取得できる株式数、その際に負担すべき金額はどうなりますか？

保有いただいている株式30株に対し、新株予約権が30個割り当てられ、これを全て行使した場合は、30株を取得することができます。また、その際必要となります資金は、23,930円×30株=717,900円となります。

Q13. 行使価額23,930円の算定根拠を教えてください。

行使価額につきましては、今回の発行決議日の前日（平成24年9月18日）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場の当社普通株式の普通取引の終値23,930円を基に、23,930円を行使価額としております。

Q14. 複数個の新株予約権を割り当てられた場合、その一部を分割して行使することは可能ですか？

複数個の新株予約権を割り当てられた場合、各株主様のご判断により、その全部あるいはその一部を1個単位で行使することは可能ですが（例えば3個の新株予約権のうち1個を行使することは可能ですが）、1個の新株予約権の一部（例えば0.5個の新株予約権）のみを行使することはできません。

新株予約権の一部を行使した後、追加行使をご希望の株主様は、必要な手続きにつきましては後記記載の株主名簿管理人の「三井住友信託銀行」までお問い合わせ下さい。

Q15. 今回の新株予約権は振替制度の対象ですか？

今回の新株予約権は振替制度の対象ではございませんが、新株予約権の目的となる株式は、振替制度上の新規記録の手続きにより発行が行われます。

Q16. 新株予約権証券は発行されるのですか？

新株予約権証券は発行されません。

Q17. 必ず行使する必要はありますか、行使しなかった場合はどうなりますか？

必ず行使する必要はありません。権利行使期間最終日の平成25年2月28日までに行使されなかった場合、新株予約権は自動的に消滅しますのでお手続きは不要です。

Q18. 具体的な手続き等を教えてください。

今回発行いたします新株予約権は、基準日である平成24年10月15日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様に対し、当社の定める割当て効力発生日において、株主の皆様において何ら申し込みの手続きを要することなく割り当てられます。

また新株予約権の行使請求時におきまして必要となりますお手続き等につきましては以下流れとなります。

①行使する場合

(1) 新株予約権行使金振込（※株主様の行う手続き。下記Q19ご参照）

(添付資料)

- ・・・行使金額（権利行使を行う新株予約権の個数×行使価額 23,930 円）を当社が指定する銀行口座にお振込ください。
- (2) 口座管理機関（証券会社等）への新株予約権行使取次依頼（※株主様の行う手続き。下記Q20 参照）
- ・・・株主名簿管理人から送付される行使請求書に必要事項を記載及び押印し、口座管理機関（証券会社等）に行使請求書と振込受領書等のお振込みを証する書面（若しくはその写し）をご提出ください。
- (3) 株主名簿管理人にて、行使金額と行使請求書の内容等の照合を行います。
- (4) 株主様ご指定の証券口座に権利行使により新たに取得された株式が記録されます。

②行使されない場合

特にお手続きは必要ありません。権利行使期間満了により権利放棄となり新株予約権は自動的に消滅します。

Q19. 新株予約権行使に伴う払込み方法は？

「新株予約権割当通知書兼新株予約権行使請求書」に添付の「振込依頼書」をご利用のうえ、新株予約権を権利行使されるご本人様のお名前で、当社指定口座に払込金額（行使個数に 23,930 円を乗じた金額）をお振込みください。

なお、振込手数料は、新株予約権を権利行使される方のご負担となりますのでご了承ください。

Q20. 権利行使する際はどこへ申込みすればいいですか？

「新株予約権割当通知書兼新株予約権行使請求書」に必要事項（※印の箇所）をご記入ご押印のうえ、**振込金受取書等のお振込みを証する書面（もしくはその写し）を添えて**、ご自身の口座を開設する口座管理機関（証券会社等）へ、権利行使の取次ぎをご請求ください。

(注1) 新株予約権の行使個数

新株予約権の行使個数は、割当新株予約権個数以内であることをご確認ください。超過分につきましては無効とし、未行使のご所有個数すべてが行使請求されたものとみなしてお取り扱いさせていただきます。

(注2) 証券口座の開設

いわゆるタンス株に対応するため当社が株主名簿管理人の「三井住友信託銀行」に開設した**特別口座では株式をお受け取りいただくことができません**ので、ご自身で開設した証券口座をお持ちでない場合には、あらかじめ口座管理機関（証券会社等）に証券口座を開設のうえ、その口座管理機関に権利行使の取次ぎをご請求ください。

Q21. 権利行使の効力発生日はいつですか？

払込金額が指定口座に入金され、かつ、お取引の口座管理機関から行使請求受付場所の株主名簿管理人事務取扱場所の「三井住友信託銀行株式会社 証券代行部」へ行使請求書が取次された日となります。

なお、証券会社によっては、時間を要する場合がありますので、お取引の証券会社へお問い合わせ下さい。

Q22. 権利行使してから株式はいつ頃交付されますか？

原則として、行使請求書等が、お取引の口座管理機関（証券会社等）から株主名簿管理人に取次ぎされ、かつお振込が確認できた日の6営業日後に、ご指定の証券口座に新株式が記録されます。

なお、株主名簿管理人から行使請求人への手続完了通知はございません。

(添付資料)

【株主割当型新株予約権の新株予約権行使の標準日程】

	新株予約権行使の取次ぎの請求 X-α	新株予約権行使の取次ぎ X	X+1	X+2	X+3	X+4	X+5	X+6
株主名簿管理人 三井住友 信託銀行			← 払込み等の確認 →			新規記録通知 データ		
証券保管 振替機構		新株予約権行使請求 口座通知				3:00 ~ 20:00	情報データ 新規記録通知	新規記録
口座管理機関	新株予約権 行使請求	行使請求書 払込受領書					3:00 ~ 20:00	9:00
新株予約権者	行使請求書 払込受領書							

Q23. 割当通知書兼行使請求書をなくしたのですが？

株主名簿管理人の「三井住友信託銀行」まで再発行の旨、お申し出ください。未行使の新株予約権個数等を記載した「新株予約権行使請求書」を登録ご住所宛てにご送付いたします。

Q24. 新株予約権を譲渡したい場合はどうすればいいのですか？

本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要（譲渡制限）でございますので、お手続きにつきましては、株主名簿管理人の「三井住友信託銀行」までお問い合わせ下さい。

Q25. 税務面での取扱いはどうなりますか？

新株予約権の権利を割当られた時点、新株予約権を行使した時点、いずれの時点においても課税関係は生じないものと考えております。

ただし、各株主様の個別の状況により税法上の取扱いが異なる場合がありますので、株主の皆様ご自身で税理士・所轄税務署等にご照会くださいますようお願いいたします。

<本件に関するお問い合わせ先>

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社
〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3丁目3番13号
電話番号 03-6661-9311

<お手続きに関するお問い合わせ先>

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
照会先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒183-0044 東京都府中市日鋼町1-10
フリーダイヤル 0120-176-417

以上

新株予約権行使請求のお手続きの流れ（概略）

